

自転車等整理業務仕様書

(総則)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、本業務の実施に当たっては、本仕様書に準拠し、和歌山市（以下「甲」という。）の指示に従わなければならない。

(業務範囲)

第2条 業務範囲は、下表に記載する自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）、区域及びそれらの周辺とする。

【駐車場】

名 称	紀ノ川駅前第1自転車等駐車場 紀ノ川駅前第2自転車等駐車場	和歌山大学前駅前東側自転車等駐車場 和歌山大学前駅前西側自転車等駐車場
所 在 地	(第1) 市小路字田中162-5 (第2) 市小路147-10	(東側) ふじと台306番地 (西側) ふじと台317番地
所管地積	(第1) 660.58m ² (第2) 562.70m ²	(東側) 921.00m ² (西側) 492.00m ²
収容台数	(第1) 730台 (第2) 520台	(東側) 414台 (西側) 206台

名 称	宮前駅前西側自転車等駐車場 宮前駅前高架下自転車等駐車場	紀三井寺駅前北側自転車等駐車場 紀三井寺駅前南側自転車等駐車場
所 在 地	(西側) 北中島一丁目33-14 (高架下) 中島515	(北側) 三葛字下ノ浜114-2 (南側) 紀三井寺750
所管地積	(西側) 1461.18m ² (高架下) 730.00m ²	(北側) 384.96m ² (南側) 450.50m ²
収容台数	(西側) 750台 (高架下) 175台	(北側) 200台 (南側) 350台

名 称	竈山駅前自転車等駐車場
所 在 地	和田1192-1
所管地積	254.87m ²
収容台数	200台

【区域】

区域名	住 所
本町地区周辺	和歌山市本町1丁目ほか(別表第6)
紀伊駅前周辺	和歌山市北野ほか(別表第7)

(業務内容)

第3条 乙は、前条に規定する駐車場において、次の業務を行うものとする。

(1) 自転車等整理業務

駐車場利用者が駐車した自転車等の整理を行なう。

(2) 誘導業務

駐車場利用者が円滑・安全に自転車等を駐車できるよう、利用者を駐車場内に誘導する。

(3) 清掃業務

利用者に駐車場を気持ち良く利用してもらえるよう随時清掃を行い、発生した廃棄物を適正に処理する。

(4) 蛍光管等確認業務

照明器具の故障等があった場合は、速やかに甲に連絡する。

2 乙は、前条に規定する区域内において、道路(市道上)に放置されている自転車等を整理し、市民が安全に通行できるよう通路の確保に努める。

3 乙は、駐車場利用者とのトラブルを起こさないように努め、問題が発生した時は速やかに甲に報告しなければならない。

(業務日等)

第4条 前条第1項第1号から第4号までに定める業務の業務日等は、下表のとおりとする。

駐車場	業務日	業務を要しない日	業務時間	業務人数
紀ノ川駅前	月曜日～土曜日	12月29日～1月3日	7時～9時 16時～18時	1名以上
和歌山大学前駅前	月曜日～土曜日	12月29日～1月3日	7時～9時	2名以上
宮前駅前	月曜日～土曜日	12月29日～1月3日	7時～10時	1名以上
紀三井寺駅前	月曜日～土曜日	12月29日～1月3日	7時～9時	1名以上
竈山駅前	月曜日～土曜日	12月29日～1月3日	7時～9時	1名以上

2 前条第2項に定める業務の業務日等は、下表のとおりとする。

区域	業務日	業務を要しない日	業務時間	業務人数
本町通り周辺	月曜日～土曜日	12月29日～1月3日	8時～10時	1名以上
紀伊駅前周辺	月曜日～土曜日	12月29日～1月3日	7時～9時	1名以上

3 甲は、臨時に必要がある場合、業務日時等を変更することができる。

(一般事項)

第5条 業務の従事者は、駐車場の安全を確保し、利用者が円滑に駐車できるよう必要な措置を講ずるものとする。特に、混雑時には万全を期して対応し、利用者とトラブルがないよう注意しなければならない。

2 業務の従事者は、業務の履行に当たっては、環境への配慮に留意しなければならない。

3 乙は、業務時間中において、駐車場内で火災、震災、盗難、事故等のトラブルが発生した場合に備え、それに対応できる体制を確立し、あらかじめその体制を甲に届けることとし、事故等のトラブルが発生した場合は、迅速に対応し、事故等報告書を作成し、トラブルの内容及び対応を甲に報告すること。

- 4 乙は、業務時間外において、不測の事態等により業務に重大な支障を生じる場合に備え、従事者の非常招集ができる体制を確立しておくとともに、あらかじめその体制を甲に届けること。
 - 5 乙は、駐車場又は区域ごとに業務月報（別表第1又は別表第4）を作成し、毎月10日までに前月分を速やかに甲に提出するものとする。
 - 6 この契約による業務に従事する者は、各駐車場及び区域にそれぞれ1名以上とする。ただし、和歌山大学前駅前自転車等駐車場については2名以上とする。
 - 7 乙は、1つの駐車場及び区域につき2名以上の者を業務に従事させる場合は、その中から責任者を1名選任するものとする。
 - 8 乙は、前もって業務に従事する者の氏名等を書面（別表第2及び別表第5）にて甲に届け出ること。当該届出後、業務に従事する者の変更があった場合も同様とする。
 - 9 甲が必要と判断した場合、甲は、乙に対し、この契約による業務に従事する者の変更を求めることができる。この場合、乙は、この求めに応じなければならない（ただし、乙に正当な理由がある場合を除く。）。
 - 10 乙は、この契約による業務に従事する者に対し、業務の目的、内容等を十分理解させた上で業務に従事させなければならない。
- 11 乙は、駐車場、区域及びそれらの周辺で自転車等の整理をするときは、従事者に甲から支給するユニフォームを必ず着用させなければならない。
 - 12 乙は、従事者に対し、利用者に誠実、親切、公平かつ公正な態度で接するとともに、恐怖感や不快感を与えないよう業務に従事させなければならない。
 - 13 乙は、従事者の配置に当たり、労働基準法等関係法令を遵守すること。
 - 14 乙は、本業務の実施に当たり、不正駐車の防止、取り締まりに努めなければならない。
 - 15 乙は、第3条第1項第3号に規定する清掃業務に必要な清掃用具及び消耗品（ごみ袋等）を準備しなければならない。また、その清掃業務で排出される廃棄物（ごみ）は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」、「和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例」及び関係法令、規則を遵守し、適正に処理すること。なお、その費用は乙の負担とする。
 - 16 乙は、一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者に処分を依頼する場合は前もって甲の承認を得ること。
 - 17 乙は各駐車場の廃棄物（ごみ）の収集量について、報告書（別表第3）を作成し、毎月10日までに前月分を速やかに甲に提出するものとする。
 - 18 乙は、駐車場に損傷等があれば、直ちに甲に報告しなければならない。
 - 19 乙は、この仕様書に示されていない事項で軽微なものに関しては、甲の指示に従い、実施するものとする。

参考資料

- ・1か月分のごみ総排出重量 約35kg／1か月あたり
(※令和6年度紀ノ川駅前、和歌山大学前駅前、紀三井寺駅前、宮前駅前、竈山駅前1年分の平均値)

疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

別表第1

月分報告書

自転車等駐車場名

従事者名

日	出勤時刻	退勤時刻	台数			清掃 状況	蛍光管等 確認状況	その他の状況
			駐車	整理	誘導			
1	:	:						
2	:	:						
3	:	:						
4	:	:						
5	:	:						
6	:	:						
7	:	:						
8	:	:						
9	:	:						
10	:	:						
11	:	:						
12	:	:						
13	:	:						
14	:	:						
15	:	:						
16	:	:						
17	:	:						
18	:	:						
19	:	:						
20	:	:						
21	:	:						
22	:	:						
23	:	:						
24	:	:						
25	:	:						
26	:	:						
27	:	:						
28	:	:						
29	:	:						
30	:	:						
31	:	:						

※駐車台数は、退勤時刻頃の台数を記載すること。

※清掃状況、蛍光管等確認状況欄には、清掃及び、蛍光管等確認を実施した日に○印を付けること。

別表第2

従事者届出書

自転車等駐車場名	責任者及び従事者名	連絡先
紀ノ川駅前第1自転車等駐車場	【従事者】	【連絡先】 【緊急連絡先】
紀ノ川駅前第2自転車等駐車場	【従事者】	【連絡先】 【緊急連絡先】
	【責任者】※従事者が2名以上の場合	【連絡先】 【緊急連絡先】
和歌山大学前駅前東側自転車等駐車場	【従事者】	【連絡先】 【緊急連絡先】
和歌山大学前駅前西側自転車等駐車場	【従事者】	【連絡先】 【緊急連絡先】
	【責任者】※従事者が2名以上の場合	【連絡先】 【緊急連絡先】
紀三井寺駅前北側自転車等駐車場	【従事者】	【連絡先】 【緊急連絡先】
紀三井寺駅前南側自転車等駐車場	【従事者】	【連絡先】 【緊急連絡先】
	【責任者】※従事者が2名以上の場合	【連絡先】 【緊急連絡先】
宮前駅前西側自転車等駐車場	【従事者】	【連絡先】 【緊急連絡先】
宮前駅前高架下自転車等駐車場	【従事者】	【連絡先】 【緊急連絡先】
	【責任者】※従事者が2名以上の場合	【連絡先】 【緊急連絡先】
竈山駅前自転車等駐車場	【従事者】	【連絡先】 【緊急連絡先】
	【従事者】	【連絡先】 【緊急連絡先】
	【責任者】※従事者が2名以上の場合	【連絡先】 【緊急連絡先】

別表第3

ごみ収集量報告書（月分）

駐車場名	収集総重量	内訳	
紀ノ川駅前第1自転車等駐車場 紀ノ川駅前第2自転車等駐車場	kg	一般ごみ	kg
		資源ごみ	kg
和歌山大学前駅前東側自転車等駐車場 和歌山大学前駅前西側自転車等駐車場	kg	一般ごみ	kg
		資源ごみ	kg
紀三井寺駅前北側自転車等駐車場 紀三井寺駅前南側自転車等駐車場	kg	一般ごみ	kg
		資源ごみ	kg
宮前駅前西側自転車等駐車場 宮前駅前高架下自転車等駐車場	kg	一般ごみ	kg
		資源ごみ	kg
龜山駅前自転車等駐車場	kg	一般ごみ	kg
		資源ごみ	kg

別表第4

月分報告書

区域名			従事者名	
日	出勤時刻	退勤時刻	整理台数	その他の状況
1	:	:		
2	:	:		
3	:	:		
4	:	:		
5	:	:		
6	:	:		
7	:	:		
8	:	:		
9	:	:		
10	:	:		
11	:	:		
12	:	:		
13	:	:		
14	:	:		
15	:	:		
16	:	:		
17	:	:		
18	:	:		
19	:	:		
20	:	:		
21	:	:		
22	:	:		
23	:	:		
24	:	:		
25	:	:		
26	:	:		
27	:	:		
28	:	:		
29	:	:		
30	:	:		
31	:	:		

別表第5

従事者届出書

区域名	責任者及び従事者名	連絡先
本町地区周辺	【従事者】	【連絡先】 【緊急連絡先】
	【従事者】	【連絡先】 【緊急連絡先】
	【責任者】※従事者が2名以上の場合	【連絡先】 【緊急連絡先】
紀伊駅前周辺	【従事者】	【連絡先】 【緊急連絡先】
	【従事者】	【連絡先】 【緊急連絡先】
	【責任者】※従事者が2名以上の場合	【連絡先】 【緊急連絡先】

別表第6

N
4

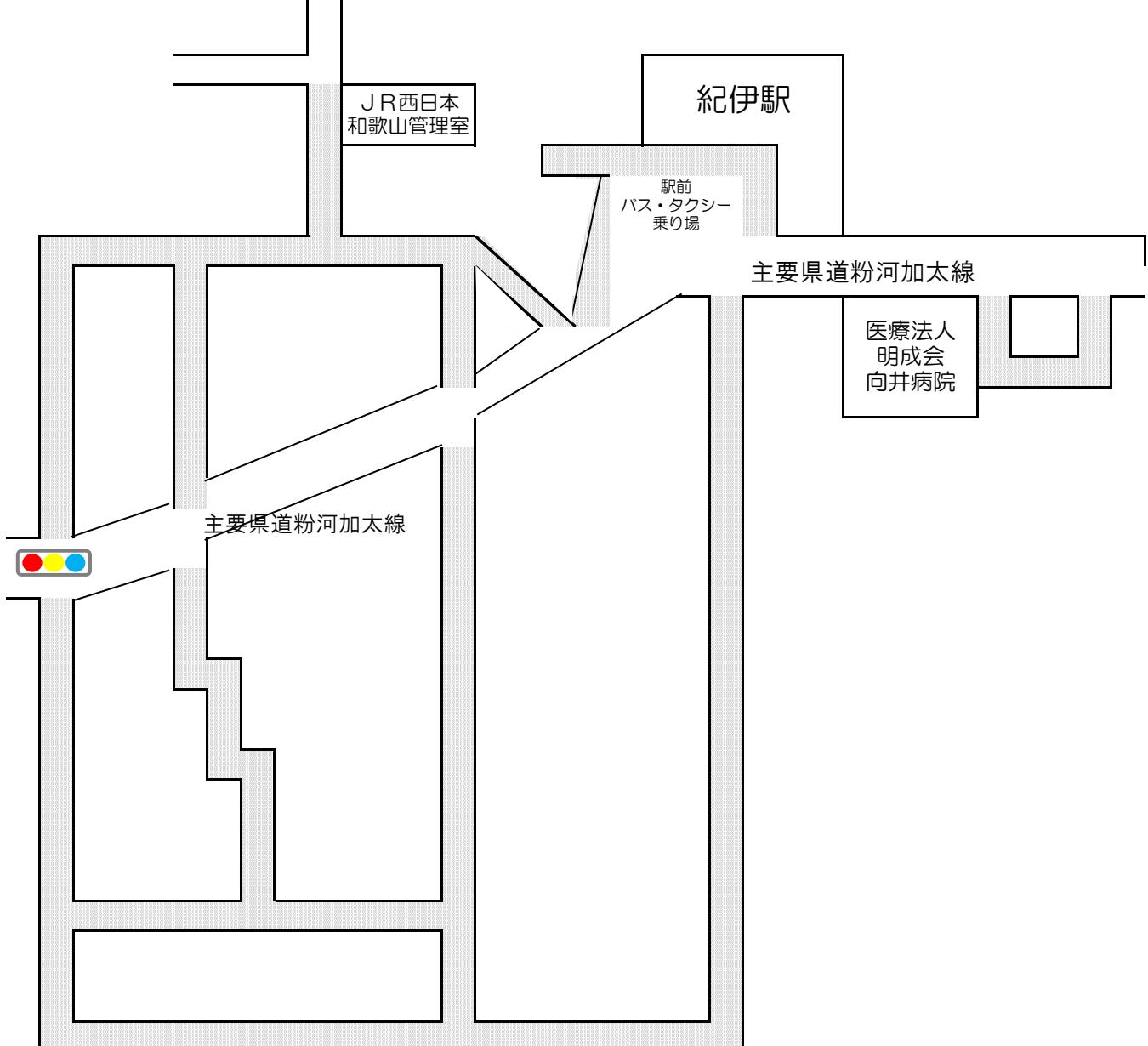
部分の範囲



別表第7

N
4

部分の範囲



業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は次の業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- (1) 無料自転車等駐車場の自転車等整理業務
- (2) 本町通り周辺及び紀伊駅前周辺自転車等整理業務

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

2 仕様書に明記されていない事項については、甲の指示に従って履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、1月当たりの支払金額は円とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の債務不履行）

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しなかったときは、その不履行分に相応する額を減額して、委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

- 2 前項の場合において甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の賠償額は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10までの金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

- 2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、当該月に履行すべき委託業務の全てについて前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならぬ。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払いが遅れた場合は、未受領金額につき遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額（その額が100円未満であるとき、またはその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延損害金の支払を甲に請求することができる。

(甲の解余権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行の場合によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解余することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 第20条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。
 - (3) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。
- 2 前項各号の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
 - 3 前項の損害賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。
 - 4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して、3か月前までに通知をして契約を解除することができる。

- 2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

（2）乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

（3）乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

（4）乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（5）乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（6）乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（7）乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

（1）公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

（2）公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

（3）公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものといい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものという。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（4）排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいづれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第17条 乙は、甲の債務不履行の場合によるほか、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。

- 2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除された場合に準用する。

（損害金等の徴収）

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないとときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは追徴する。

（守秘義務等）

第19条 乙は、委託業務の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙は、その委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。
- 3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 乙は、委託業務の履行過程において作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

（補則）

第21条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してもならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならぬ。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。
- (2) 当該事故の原因を分析すること。
- (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。
- (4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。